

平成30年度 第3回美郷町教育委員会議事録

日 時 平成30年6月28日(木)
13時25分～14時30分
場 所 美郷町役場3階入札室

<出席者> 田邊教育長、芦矢委員、日高委員、西原委員、大草委員
漆谷教育課長、若木課長補佐

<議 題> 1. 指定学校の変更について 【承認】
2. 要保護・準要保護児童生徒の認定について【1件認定、3件却下】

○教育課長 ご案内の時間より少し早いですがお揃いになりましたので、第3回美郷町教育委員会をはじめさせていただきます。教育長からご挨拶をお願いします。

○教育長 お忙しいところありがとうございます。第3回美郷町教育委員会です。よろしくをお願いします。5月末で樋ヶ副町長が退任されまして、6月15日付けで岸本副町長が就任されました。みなさんのところにもご挨拶に伺ったと聞いております。今日は教育委員会だということをお伝えしたら、よろしく伝えてほしいということがございます。よろしくお願ひいたします。
では、会議署名は芦矢委員と大草委員でお願いします。会期は今日1日でよろしくお願ひいたします。
会議録はいかがでしたでしょうか。

○委員一同 はい。

○教育長 それではご承認いただいたということでありありがとうございます。
私の諸報告ですが、レジュメをご覧いただきたいと思ひます。6月5日に郡総体がございまして、邑智中で剣道、書いておりませんが大和中で卓球がありました。野球部もバレー部も邑智中が優勝いたしました。すべての運動部で県大会に出場することになりました。野球は前評判がそんなに高くなかったですが、優勝ということで昨日の新聞に組み合わせ表が出ていました。雲南の方であるようです。7月20日ごろから競技によって順次、県総体がございまして。
6月7日から15日まで6月定例議会がありました。一般質問でお二方の議員から、公民館の在り方について主に吾郷公民館について質問がございました。それから、広域観光ということで銀山街道が国指定になったのを中心に広域観光ルートをつくって、できれば

首長のサミットをという意見にお答えをしております。

今年度から4つの小中学校でICTの公開授業を2回ずつやってほしいということでお願いをしています。1回目、6月13日に大和中で理科のICT公開授業がありました。その後も順次ございますので、またご案内をしたいと思います。

今後の予定ですが、29日金曜日に美郷大学運営委員会をやりません。応募が2名しかなくて、今年度は公開講座、講演会を中心にやっていきたいと思っています。当初の4月時点で1名、追加募集で1名でした。

1日日曜日に吾郷公民館の開館式を行います。3日火曜日にかすみの里を粕淵公民館にということで開館式を行います。

3日の午後、邑智中でICT公開授業がございます。7月4日は同推協の総会と講演会が開かれます。10日に社会を明るくする運動と引き続いて青少年育成美郷町民会議が開かれます。

13日金曜日にすでにご案内しておりますが、県の市町村教育委員会連合会の理事会・総会・研修会が松江で行われます。

20日が今学期の終業式で、午後スポ少全国大会激励式を町長室で行います。26日～27日にかけて毎年のお阪体験ツアーが関西美郷会のご協力で行われます。募集が毎年多く抽選をすることになると思います。8月5日にスポレク祭カヌー大会が浜原カヌー祭りと共催で行います。

7日の教科書採択協議会ですが、来年度からの中学校の道徳の教科書を採択いたします。8月末までに各採択協議会で教科書を決めるということです。

10日に主に教職員向けのICT教育推進会議研修会を鳴門教育大学の藤村先生に来ていただいて行います。もし都合がよろしければお越しください。

今年度から働き方改革の一環ということで、13日から3日間学校閉庁日にします。浜田管内では3日間にしましたが、全国的にみると5日間とか1週間とか10日とかだんだん増えています。今年やってみて、もう一回浜田管内で協議をしたいと思います。

19日に今年から郡PTAスポーツ親睦会ということでドッチビーという競技が大和で行われます。20日に管理職一次試験があります。20日～22日にかけて毎年の己斐交流を美郷で行います。22日～24日は中国五県町村教育長会研究大会で岡山に行かさせていただきます。2学期の始業式は28日火曜日です。9月定例議会が9月4日～14日です。

次のページの校長会の資料ですが、まず大和中に教育実習生が来ております。英語の先生だそうです。

邑智中は、・・・(個人情報につき省略)

部活動の時間が長いということで保護者からクレームがきたそうで、面談をして一応納得をしていただいたとのこと。もっとやるべきだという親と長すぎるという意見が両方あるそうです。

中学校の勤務時間で超勤が100時間超えている先生がおられます。見ると部活関係が多いです。部活動は週に2日以上は休む、平日2時間、休日3時間というようなガイドラインがでていますが、なかなか難しいということです。

大和小はほぼ欠席なし不登校なしということだそうです。交通安全の自転車大会に郡の代表ということで出ます。練習を希望者で始めたということです。職員は4月5月と大変忙しい2ヶ月が終わって、かなり疲れているというところです。今年来られた若い教員20代を中心に超勤が多いです。

邑智小では不登校傾向はないそうです。5年生が2泊3日で江津の少年の家に行きました。各学年、ふるさと教育でいろいろなことをされており。1、2年生はさつまいも、3年生はネギ、5年生は田植えを無農薬でやっております。大変評判がいいみたいです。2年生はちょっと落ち着きがないと書いてありますが、ケース会議を定期的にしております。児童クラブとも連携をとって、クールダウンの部屋をと書いてあります。小学校の低学年が浜原隣保館に学校から帰って遊びに行くと、職員にクールダウンの話をしたそうです。悪いことをすると首根っこをつかまれてよその部屋に出されるということを子どもが言ったそうです。確認したら実際はそうではなくてそこまでひどくはないのですが、子どものとりかたがそうなら気をつけないといけません。隣保館の職員と担任、教頭とで話をして前向きに進んでいます。それから、教員2人が80時間を超える残業をしているということです。校長会は以上です。

次のページから松江市の人事権をめぐる問題についてです。やっと松江市が納得をされて、検討委員会に入るということです。前からお話をしていますが、県が作った検討要領案に基づいて19人の教育長で検討会議をもち、その下に小委員会をつくって検討していくということです。小委員会は都市から4名、町村から4名です。県は隠岐の教育長を入れたかったそうですが、なかなか出かけにくいということでこの4名です。津和野町が副会長、飯南町と邑南町が監事、海士町がもう一人の副会長です。

次のページは先ほど言いました人事権をめぐる問題について、検討要領案でこの通りにいくということになります。この中で小委員会をしていきます。小委員会は県の教育長と8人の市町村の教育長とで、教育事務所長が1人入ります。この案を作られた鴨木教育長が7月10日でやめられます。今度の新田さんはとても温厚な方です。環境生活部長から政策企画局長をされて、今年の3月に1年前

倒しで退職されました。先ほどの人事権をめぐる問題について次のページにつけておりますので見ていただきたいと思います。

もう1点、ここには書いておりませんが、若者定住住宅が沢谷に5軒、大和の都賀本郷に3軒、造成工事が行われております。来年4月入居で5軒がすでに決定しております。みなさん子どもが3人以上で、多い人で5人おられます。すでに6月8日に邑智小に3年生が1人増えました。来年の4月まで待てないということで、体験住宅というのが別府と比之宮にありまして、別府があいてなかったので比之宮に行かれました。若者定住住宅は沢谷に入られるので邑智小へ入られました。夏休み中に来られるのが2家族の予定です。今回全部県外で、群馬、埼玉、京都、ネットで調べたそうです。若者定住住宅で全部県外というのは初めてです。私からは以上です。何か質問がありますか？

○西原委員 大阪体験ツアーですが地震の影響はありましたか？

○教育課長 大阪からは何も連絡が入っていませんが確認します。

○芦矢委員 学校のICT公開授業は案内が来ましたか？

○教育課長 毎回出すようにしましょう。

○芦矢委員 公開授業の範囲はどれくらいですか？

○教育長 町外にも出します。他はよろしいですか？

○委員一同 はい。

○教育長 さっそく議事の方に入らせていただきます。議事の1番目の指定校変更についてということで課長のほうからお願いします。

○教育課長 第3回教育委員会説明資料ということで指定学校変更に関する資料をつけております。先ほど教育長の話でも出てきておりました、九日市に今年度建設される若者定住住宅に入居予定の方がすでに6月に転入をしてこられました。書類を出していただきましたが、すぐ就学ということがありましたので、すでに教育長の専決というかたちで処理をさせていただいた案件です。事後となりますけれどもご承認をいただきたいと思います。

○委員一同 はい。

○教育長

ありがとうございます。

続きまして、要保護・準要保護児童生徒の認定について説明を事務局の方からお願いします。

○課長補佐

資料の平成30年度当初要保護・準要保護就学援助費の支給認定についてです。今年度、準要保護の申請世帯数は30世帯で小学校24名、中学校22名。要保護の申請世帯数は2世帯で小学校2名、中学校2名です。一覧をつけておりますが、平成29年中の所得により判定をしております。児童扶養手当につきましては、8月の近況届により更新反映されるということで現在の28年中のものとなっております。一覧表のほうで児童手当の受給者、町村民税非課税世帯は該当になりますので、認定基準を満たしている世帯となります。それに該当しない世帯については生活保護基準額のおおむね1.3が目安となっております。3.にありますが審議対象として4世帯あがっております。いずれの世帯も基準額を若干超過している状況です。

2枚目ですが、4世帯の状況について説明します。

○教育課長

資料としてはホッチキス止めしてありますが、申請のあった世帯全部です。表の文字が小さくて大変見にくいですが、この表の中で認定基準該当状況というところの要項第4条第1項に該当する事項というところのどこかに該当しているところはもう認定ということになります。

そこに該当しないところが先ほど補佐が言いましたように生活保護基準額の1.3倍というところと比較をしてみても検討ということになります。基準を満たしているところについては、ほぼほぼ認定してもいいのではなかというところですが、そこを上回っているところが今回の1枚紙でまとめております、NO.19、20、25、26の4件になります。この4件について参考資料ということで世帯票をつけております。

協議をいただきたい件について、補佐のほうから引き続き説明させていただきます。

○課長補佐

NO.19のAさんです。所得判定は生活保護基準の1.7倍になっています。申請理由につきましては日雇い労働者ということで申請があったんですが、(個人情報につき省略)Aさんは日雇い労働者ではないのではないかと事務局のほうでは判断しております。

NO.20のBさんです。所得判定は生活保護基準の2.4倍となっております。(個人情報につき省略)仕事を休みがちということ

がありましたので、お母さんの所得を0として計算してみたところでも所得判定は1.38となっております。

NO. 25のCさんです。所得判定は1.4となっております。(個人情報につき省略)障害者加算について考慮すると1.31となります。それと障害者控除とお母さんの給与が少なくなったということ considering すると1.28という状況となっております。

NO. 26のDさんです。(個人情報につき省略)所得判定は1.38となっております。昨年度も申請がありましたが、所得超過ということで却下されています。

以上、4件です。認定の可否について審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○教育長 いかがでしょうか。この4件以外は基準内におさまっているので認定してよいと思います。Cさんは今年度の所得見込は1.28ということ？

○課長補佐 そうですね。お母さんが転職されたということと障害者加算を考慮すると基準内に入ってくるかなというところです。

○教育長 いかがですか？

○芦矢委員 基準は1.3以内ですよ。

○教育課長 要綱では1.3未満とか以下とか表現ではなく1.3程度。おおむね1.3倍程度です。

○教育長 NO. 19と20は大幅に高いので無理だと思うのですが、NO. 25のCさんは仕事を変わられて給与が下がって障害者加算も入れて1.28ということで、おおむね1.3以内。

○西原委員 兄の医療関係の受診とかで勤務が限られる事情があるので、勤務を変えなければならないのかなと。

○教育長 これは認定の方向ですね。それではNO. 25のCさんについては認定ということよろしいですか？

○委員一同 (うなづく)

○教育長 NO. 26のDさんは？

- 課長補佐 昨年も申請されて、却下になっております。
- 教育課長 Cさんは特別支援奨励費が対象となりますのでそちらの方を昨年は適用しています。今年も同じ状況であれば特別支援奨励費でおひとり分みれるということになります。
Aさんにつきましても特別支援学級ですので特別支援奨励費の対象となります。
- 芦矢委員 特別支援奨励費は具体的にはどういったものですか？
- 教育課長 今ここに資料がないのですが、金額的には準要保護の方が手厚いので、両方の申請を出していただいて、準要保護の方が適用できればそちらで、ダメな場合は奨励費の方でというようなご案内をしています。
- 教育長 Cさんは1.38と高いので特別支援奨励費ということではいかがですか？
- 委員一同 (うなづく)
- 芦矢委員 民生委員さんの意見書はなくてもよくなったのですか？
- 教育課長 以前は民生委員さんの意見の方を優先した取扱いにしていたのですが、そうしますと数値だけでみたときには適用できるのに、民生委員さんのご意見で「あそこはそんなに困っていない」とか意見が出てしまうと適用できなくなってしまう場合があります。それで要綱を整えた際に、あくまでも最初にこの要件をみて適用できれば認定すると。そこから外れた場合に、今の所得をみて、そこでクリアすれば認定する。それ以上なにか細かいところで判定の材料が必要な際は、民生委員さんにご意見をお伺いするというようにちょっと狭めましたこちらで認定したものについては民生委員さんへもお話をさせていただいて、エリア内ではこういったご家庭がありますという話をさせていただいております。
- 芦矢委員 民生委員さんは実態をよくみているので、昔は民生委員さんの意見がかなり信憑性が高いというか・・・。
- 教育課長 民生委員さんからはその責任が逆に重たいということをおっしゃってました。

○芦矢委員 1. 3というのは全国的ですか？美郷町の場合ですか？

○教育長 県下の半分くらいは1. 3くらいになっています。

○教育課長 就学援助に関して、以前は国の事業としてやられていましたけれども、今は要保護に関しては生活保護のほうでみて、準要保護についてはそれぞれの市町の事業としてやっており、おおむね国から示される基準に基づいて市町が決定するということになっています。所得に対しての1. 3というのうちでそのように決めたということです。

○教育長 うちが悪い方ではないです。1. 4、1. 5というのがありますが、あれは部分対象です。

○教育課長 1. 5倍といってもそのうち対象となるのは給食費だけとか。対象となるものが限定されていたりしますし、うちは基本的に国から示されたものに合わせようとしています。よそはなかなか支給の単価にしてもそこに合わせるのが難しいようです。

○教育長 入学用品費というものがあります。入学前の前年度に出すようにしたのですが、額が倍になりました。2万2千円が4万4, 5千円に。市はなかなか倍にはされないということです。うちはすぐ合わせました。
それでは報告事項を。

○教育課長 カラー刷りの資料をつけております、先ほども話が出ておりましたけれども同推協の総会・研修会が7月4日に予定をされております。2時から総会ということでご案内をさせていただいていると思います。3時から4時半まで第1回公開人権講演会で今回は鳥取県倉吉市の職員で下吉真二さんという方に『個人情報と人権』—あなたの個人情報が奪われている—というテーマで講演をしていただきます。以上でございます。

○芦矢委員 学校のブロック塀の調査はあったのですか？美郷町はどんなのですか？

○教育長 邑智中の裏門がブロック塀のようです。疑われるのはこれのみです。

○課長補佐 業者にみてもらって問題なしということで追加調査無しです。

○教育長 通学路点検も学校ごとにやります。

○教育長 他はよろしいですか？それでは以上で終わります。ありがとうございました。

○委員一同 ありがとうございました。